

生活習慣病管理料Ⅱについて

- 高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病とする方 が対象となります。
- 個々に応じた目標設定や指導内容などを記載した「療養計画書」を作成します。
(療養計画作成の初回は署名をいただく必要がありますので、ご協力ください。)
- 患者さんの状態に応じ、28日以上処方やリフィル処方箋を行う場合があります。

2024年6月

にいざの森ファミリークリニック

院長 植草 省太